

温泉発電等の乱開発防止のためには「市長同意が必要」という条例にすべき!

6月19日(火)、市議会で市長が提案した議案に対する質疑が行われました。日本共産党の平野ふみかつ議員は「温泉発電等の地域共生を図る条例改正案」について質疑をしましたので、その内容について紹介いたします。

どんな条例改正案が提案されたの？

◆新たに(開発を回避すべき地域・アポイドエリア)を設定し、県への申請より前に市に申し出て、よる事前審査を義務づける。

別府温泉の熱源である伽藍岳及び鶴見岳の近接地域を「開発を回避すべき地域」に指定する(明礬、小倉、竹の内、南立石地域など)。

◆アポイドエリア内で温泉発電等掘削を行うものは、「近隣の源泉所有者への説明」「近隣2ヶ所の源泉モニタリング」を義務づける。

◆市長は、事業者から提出された事業計画などを、学識経験者などで構成する「審議会」での事前審査をもとに、市の意見を事業者に通知する。

議案質疑で

平野議員は何を主張したか

《第1》アポイドエリア内での発電用の温泉掘削を止めることが条例改正の目的なら、掘削許可権限をもつ県に働きかけて、「同エリアを特別保護区域に指定してもらう」ことが最も確実ではないか。特別保護区域になれば、鉄輪地区のように新規の掘削はできなくなるのだから。

《第2》それがすぐ間に合わないと考えるなら、改正案に「開発には市長の同意が必要」という条文を入れるべきではないか。

九重町の「地熱資源の保護及び活用に関する条例」(平成27年12月制定)は、《第6条》で「事業者は、事前に町長に事業計画を提出し、町長から同意を得なければならない」と規定しています。同様の条例は、南阿蘇村、指宿市、霧島市、小国町にも制定されています。

《答弁》第1の提起には明確な答弁はせず、第2の提起には「市が非同意の根拠を示すことは困難で、市長同意条項をつくっても実効性がない」と否定しました。